資料２
国際的動向を踏まえたオープン
サイエンスの推進に関する検討会
（第５回）
平成30年6月20日（水）

国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン（仮称）（案）
-第４回検討会での主な指摘事項並びにそれらを受けた修正-

- 「１．本ガイドラインの位置付け」において、社会的あるいは国際的な課題の解決の貢献にも資するという観点からも、オープンサイエンスあるいはデータ利活用の重要性を説く必要がある。（喜連川委員）
  - ➢ 「１．本ガイドラインの位置付け」の章をほぼ全面的に見直し。

- データポリシーの策定単位については法人単位を前提とするのではなく、法人内の特定のセンター・部門等の範囲での策定など、研究活動の活力が最大限発揮できる単位での策定を推奨していく必要がある。（村山委員）
  - ➢ 「２．データポリシー策定のポイント及び並行して取り組む事項」の章に「（２）ポリシー策定の主体」の節を設け、ポリシーは適切な組織で策定する旨明記。【P2 10行目～】

- 現在のガイドライン案は、データポリシーに記載する事項以外にも、人材育成に関する記載など、ポリシー策定と並行して機関に取り組んでほしいことについても記載することが望ましい。（小賀坂委員、喜連川委員、黒川委員　他）
  - ➢ ガイドライン中、２章にはポリシー策定に並行して機関に取り組んでほしいことを含むよう章名を修正し、「（５）ポリシー策定とともに取り組むべき事項」の節を新たに追加。【P2 33行目～】

- 研究者のデータ管理に対するインセンティブを含む、研究者の負担に対する配慮について言及する必要がある。（川村委員、喜連川委員）
  - ➢ ２章の「（３）　管理対象とするデータが具備すべき要件」、「（５）ポリシー策定とともに取り組むべき事項」に下記の文言を記載。
    - ・ 研究活動に対する影響を考慮しつつ、（機関として管理の対象とする研究データの定義や範囲、それらの保存先（リポジトリ等）を定める。）【P2　15行目～】
    - ・ 機関においては、研究データ管理のための作業やその達成度の評価など、過度に研究活動への影響を与えない取組を講じるよう努める。【P2　34行目～】

- データに対する不正競争行為について、各国研のデータポリシーにはどのように記載をするのか。（喜連川委員　他）
    - 不正競争防止法改正法については、施行に向けて未整理の論点もあることから、現時点では、各国研のデータポリシーに関連の記載を求めるのではなく、あくまで参考情報として注釈のみで示す事項とした。【P3　8行目～ 及び P5 12行目～】

- 不正競争防止法以外にも個人情報保護法など関連する法律を整理して示してはどうか。（高木委員）
    - ２章の（３）の項目において個人情報保護や情報セキュリティ等の関連規定に留意することについて言及。【P2 16行目～】